	利用区分	専用面	団体利用		個人利用		
			利用の単	料金	利用の単位	料金(円)	
施設。	の名称		位	(円)		一般	高校生以
							下
志賀	小体育室	1 室又	昼間1時	1, 100	1回	110	50
町総	トレーニング	は全面	間				
合体	室	1室又	夜間1時	1,650	1回	160	70
育館	体力測定室	は全面	間				
	ランニングロ						
	ード						
	2階 アリー	全面	昼間1時	1, 760	昼間1回	110	50
	ナ		間				
		半面	昼間1時	880			
			間				
		全面	夜間1時	2, 200	夜間1回	160	70
			間				
		半面	夜間1時	1, 100			
			間				
	会議室	1室	1回	550			
	トレーニング	全機種			1回	440	220
	機器						
志賀	1階 格技場	全面	昼間1時	1, 320	昼間1回	110	50
町総	1		間				
合武			夜間1時	1,650	夜間1回	160	70
道館			間				
	2階 格技場	全面	昼間1時	1, 320	昼間1回	110	50
	2		間				
			夜間1時	1, 650	夜間1回	160	70
			間				
	研修室	1室	1回	550			
	空調設備	基本利用	用料金の3割	割相当額_			

## 備考

- 1 昼間とは午前9時から午後5時までを、夜間とは午後5時から午後10時までをいう。
- 2 団体とは、10人以上の人員及び受付予約が必要なグループ等が利用する場合をいう。
- 3 入場料がある場合の利用料金は、この表に定める専用面の料金の5倍に相当する額とする。
- 4 スコアボード及び放送設備の利用は、団体での利用のみ可とする。
- 5 富来野球場のスコアボードの利用については、パソコン操作が複雑な ことから、町が派遣する技術員の下での利用に限るものとする。
- 6 技術員の派遣については、別に定める規程によるものとする。